

京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領

制定 平成10年10月1日

改正 平成14年1月1日, 平成15年4月1日, 平成17年6月30日, 平成20年7月30日,
平成21年2月13日, 平成21年5月29日, 平成22年6月1日, 平成23年12月
28日, 平成24年5月31日, 平成25年3月29日, 平成25年5月31日, 平成28
年5月30日, 平成30年3月30日, 令和2年3月31日, 令和3年3月29日

(低入札価格調査の趣旨)

第1条 低入札価格調査(以下「調査」という。)は, 対象工事に応じてあらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格で契約の申込みがあった場合に, その申込みをした者によりその価格によって当該契約の内容に適合した履行がされると認められるか否か(以下「履行の可否」という。)を調査し, その者を落札者とするものの可否を決定するために行う。

(低入札価格調査制度を適用する工事)

第2条 低入札価格調査制度を適用し, 調査基準価格を設定する工事(以下「対象工事」という。)は, 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「特定役務のうち建設工事の調達契約」の区分の基準額として告示された額以上の工事及び京都市交通局総合評価競争入札の実施に関する要領第1条に規定する総合評価競争入札により契約の相手方を決定する工事とする。

2 前項に定めるもののほか, 特に必要と認められる工事を対象工事とすることがある。

(対象工事の周知)

第3条 対象工事である旨の入札参加者に対する周知は, 入札公告又は入札通知書により行う。

(積算内訳書の提出)

第4条 対象工事の入札に当たっては, 入札参加者から, 第1回の入札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の取扱い)

第5条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には, 落札決定を保留し, 入札参加者のうち最低の価格で入札した者(以下「調査対象者」という。)に対して調査を行うものとする。

2 前項に当てはまる場合, 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「低入札者」という。)に対し, 直ちに, 次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

(1) 調査を行う対象工事(以下「調査対象工事」という。)において予定している各下請負人の施工の分担関係を表示した書類で, 建設業法第24条の8第4項に規定する施工体系図に準じたもの

(2) 調査対象工事において予定している各下請負人との下請契約書又は当該各下請負人からの見積書, 請書等で, 下請に係る請負金額が分かるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、調査に必要と認められる書類

3 調査対象者が調査に協力しない場合又は低入札者が前項各号に掲げる書類を提出期限までに提出しない場合は、調査対象工事について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定するものとする。

(失格基準価格)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、失格基準価格（調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額をいう。）を下回る価格で入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定し、その入札を無効とする。

(調査)

第6条 調査は、契約担当課及び工事担当課の職員が共同して行う。

(調査項目等)

第7条 調査対象工事に応じて、おおむね次のような調査項目により、調査する。

- (1) その価格により入札した理由、積算の説明
- (2) 当該工事付近における手持工事の状況
- (3) 当該工事に関連する手持工事の状況
- (4) 当該工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関係
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労働者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者等
- (10) 経営内容等
- (11) その他の必要な事項

2 第5条、前条及び前項に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、別に定める。

(履行の可否の判断等)

第8条 工事担当課長は、契約担当課長に対して、履行の可否についての意見を表明する。

契約担当課長は、工事担当課長の意見を参考にして、履行の可否について判断する。

(履行が可能と判断した場合)

第9条 調査の結果、調査対象工事について契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに当該調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(履行が可能と判断できない場合)

第10条 調査の結果、調査対象工事について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者に落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。ただし、次順位者の入札価格が、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格である場合は、その者について調査を行うものとする。

2 第6条から前項までの規定は、同項ただし書の規定による調査について準用する。

(調査を経て契約を締結した場合)

第11条 調査を経て契約を締結した場合、当該契約の相手方となる者(共同企業体にあつては、その構成員)は、当該調査対象工事の契約日から当該工事が完了する日まで、交通局が発注する新たな工事(当該工種に限る。共同企業体による工事を含む。)の入札に参加できないものとする。ただし、契約日から当該工事が完了する日までの期間が1年を超える場合は、当該契約日から1年を経過する日までとする。

2 調査を経て契約を締結した場合、京都市交通局契約規程第34条第1項に規定する契約保証金の額は、当該契約金額の100分の30以上に相当する額とする。

3 調査を経て契約を締結した場合、京都市交通局会計規程第42条第6号に規定する経費の前金払に関する要綱第2条第1項第1号に規定する前払金は、当該契約金額の100分の20以内に相当する額とし、同要綱第2条第1項第2号に規定する中間前払金については、適用しないものとする。

4 調査を経て契約を締結した場合、配置予定の監理技術者とは別に、監理技術者の有資格者である補助技術者1名を専任で配置するものとする。契約の相手方となる者が共同企業体の場合は、構成員ごとに1名を専任で配置するものとする。

(調査対象工事の監督及び検査の強化)

第12条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めた調査対象工事については、重点的な監督及び検査を行うことにより、工事の適正な施工を確保するものとする。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成14年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の改正後の規定は、施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の改正後の規定は、施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成17年6月30日)

(施行期日)

1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成20年3月1日決定)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成２０年７月３０日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２０年８月１日から施行する。

（適用区分）

２ この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成２１年２月１３日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２１年２月１６日から施行する。

（適用区分）

２ この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成２１年５月２９日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２１年６月１日から施行する。

（適用区分）

２ この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成２２年６月１日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２２年６月１日から施行する。

（適用区分）

２ この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成２３年１２月２８日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２４年１月１日から施行する。

（適用区分）

２ この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成２４年５月３１日決定）

（施行期日）

１ この要領は、平成２４年６月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成25年3月29日決定）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成25年5月31日決定）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成28年5月30日決定）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成30年3月30日決定）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和2年3月31日決定）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和3年3月29日決定）

(施行期日)

1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。